2 産業廃棄物の処理

産業廃棄物処理業の種類

産業廃棄物 の種類		産業廃棄物(特別管理 産業廃棄物を除く。)	特別管理産業廃棄物
事業の内容	収集運搬	産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物 収集運搬業
	処分	産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物 処分業

※ 取り扱う**産業廃棄物の種類及び事業の内容**に応じて処理業の種類が異なり、**別々の許可が必要** (他の許可での代替はできない)

産業廃棄物処理に係る許可区分

排出



運搬



処分



排出事業者が 自ら処理する場合 (自社処理)

収集運搬業許可 不要 • 処分業許可不要

種類や規模によっては 施設設置許可必要

処理を人に頼む場合 (委託処理) <受託者> **収集運搬業許可** 必要

(一部例外あり)

く受託者>

• 処分業許可必要

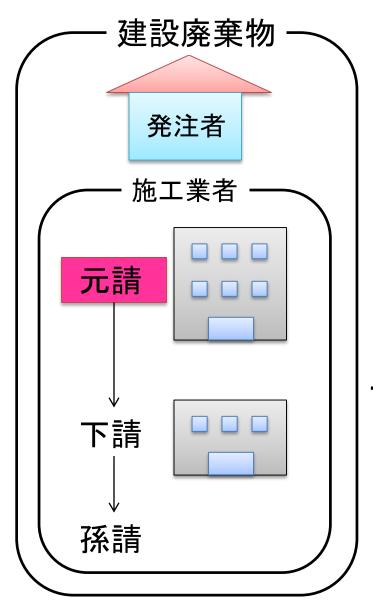
(一部例外あり)

▪ 種類や規模によっては

施設設置許可必要

他人の産業廃棄物を処理する場合、業許可が必要

建設工事における排出事業者



運搬業者



処分業者

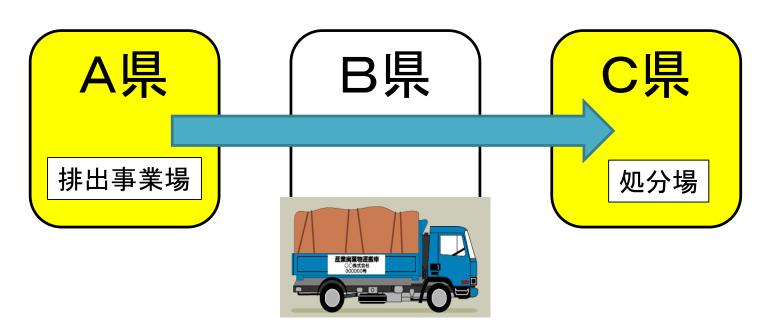


排出事業者 = 元請

下請が建設廃棄物を運搬する場合は・・・

- 下請は産業廃棄物収集運搬業許可が必要
- ・元請と下請との間で委託契約が必要

収集運搬業許可が必要な区域



(通過のみ、積み下ろしなし)

A県とC県でそれぞれ収集運搬業許可が必要 (積み下ろしがない場合はB県の許可は不要)

処理基準:収集運搬

一般的な内容

- 産業廃棄物の飛散流出防止
- 悪臭、騒音、振動防止等•••

運搬車の表示・備付書面(収集運搬業者の場合)



車体の両側面に鮮明に表示する

- 許可証の写し
- 産業廃棄物管理票

を備付け

※電子情報処理組織使用の場合は別途規定あり

保管に係る規定

- 保管は原則禁止(基準に適合する積替えを行う場合のみ可)
- 受託した産業廃棄物を積替え保管する場合は許可が必要

処理基準:処分

一般的な内容

- 産業廃棄物の飛散流出防止
- 悪臭、騒音、振動防止等•••

処分方法ごとの規定例(焼却の場合)

- 施設の構造(二重扉、助燃装置、温度計、800℃以上で焼却できる構造 等)
- 焼却の方法(黒煙が発生しないように 等)

保管に係る規定

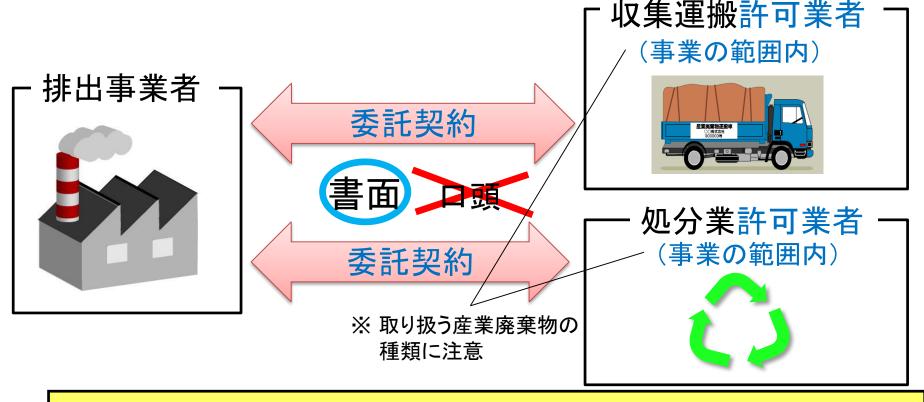
- ・囲い、掲示板
- 飛散•流出•地下浸透•悪臭防止
- ・ねずみ等の発生防止
- 積上げ高さ制限(屋外で容器を使用せずに保管する場合)
- ・保管量上限:施設の処理能力×14日分※
 - ※例外あり
- 保管の期間:適正な処分・再生のためにやむを得ない期間等

産業廃棄物委託基準

- ◆ 許可を受けた処理業者に委託すること
- ◆ 委託しようとする処理の内容がその事業範囲に含まれていること
- ◆ 委託契約は書面により行うこと
 - ※ 記載事項、添付書類について規定あり
 (公財)日本産業廃棄物処理振興センターHP参照
 (https://www.jwnet.or.jp/waste/index.html)
- ◆ 委託契約書には必要な条項が含まれ、かつ、許可証の写し等が添付されていること
- ◆特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、委託しようとする者に対し、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、取り扱う際の注意事項等を、文書で通知すること
- ◆ 委託契約書は、契約終了日から5年間保存

委託基準

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する(人に頼む)時の基準 ※処分業者が処理後物を委託する時も同様



排出事業者責任(法第12条第7項)

運搬、処分を委託する場合の最終処分までの注意義務

- (例)・適正な処理料金を負担する
 - ・事業の用に供する施設を実地又はデジタル技術を用いて確認する
 - ・不適正処理が行われる可能性を知った際に、処理委託や廃棄物の引渡しを中止する等

委託契約書に関して誤りが多い事例

- 数量、金額、期間等が未記載
- 運搬先住所が未記載
- 最終処分場所が未記載
- 許可更新前の許可証の写しが添付
- 産業廃棄物の種類の追加や荷姿の変更に伴う変更契約手続きがなされていない
- 積替え保管がある場合の契約書の不備

現場 → 積替え保管場所 → 処分業者(処理施設) 現場から積替え保管場所までの運搬契約はあるが、 積替え保管場所から処理施設までの運搬契約が未締結